危篤	家族、親族、会いたい人に連絡	
臨終	死の確認・医師による死亡の判定 親戚、知人、友人、勤務先など、ごく親しい人に死亡を通知 計議、湯灌	死亡診断書(死体検案書)を医師から 受け取る
遺体の搬送	遺体の搬送遺体の安置	
葬儀の準備	打ち合わせ(宗教者・町内会・葬祭業者・勤務先など) 喪主、葬儀の日程、式場、形式などを関係先へ通知	死亡届、死体火葬許可証申請書を役所 に届出 死体火葬許可証を受け取る
納棺	とりあえずの弔問を受ける 納棺	
通夜	通夜 通夜ぶるまい	
出 棺 火 葬	火葬前の出棺儀礼 火葬 拾骨	死体火葬許可証を火葬場に提出 火葬後、火葬が証明されて返却される 大切に保管
葬送と告別	葬儀式と告別式、お別れ会	
会 食	精進落とし、直会など	
納骨	墓地、納骨堂に納骨 散骨	火葬証明済みの死体火葬許可証を墓 地・納骨堂に提出
直後の儀礼	忌明け・壇払い	
諸手続き	相続、名義変更ほか	
追悼儀礼	法要、霊前祭・式年祭、記念会など	

相続

人が財産を残して死んだとき、相続が始まります。 財産を相続する場合、まず、遺言書があるかどうかを確認 し、有効な遺言書があれば、その通りの遺産相続を行います。 遺言書がない場合は、民法で規定される、相続人と相続の 割合に従うことになります。

法定相続人の順位

第一順位 配偶者と子(子が死亡している場合は孫) 第二順位 (子がいない場合)配偶者と両親(直系尊属) 第三順位 (子、親がいない場合)配偶者と兄弟(死亡している場合は、その子、つまりおい、めい)

相続分

①相続人が妻と子のとき、おのおの二分の一ずつ

- ②配偶者と親のとき、配偶者が三分の二、親が三分の一
- ③配偶者と兄弟姉妹のとき、配偶者が四分の三、兄弟が四分の一

同じ順位者の中では、さらにその順位の人数で等分することになります。

しかし、相続人全員の遺産分割協議により、民法の規定によらないで相続の割合を決めることができます。

相続財産

財産とは、現金、預貯金、有価証券、宝石、土地、家屋などのほかに、貸付金、借地権・借家権、特許権、営業権などのように、金銭で見積ることができるすべてのものが含まれます。また、亡くなった人が支払っていた、生命保険や傷害保険によって支払われた死亡保険金なども、相続財産とみなされます。

死亡した日からさかのぼって、三年以内に贈与された財産 も相続財産とされます。

財産にはプラス財産だけではなく、借入金やクレジットの 返済金などのマイナス財産も含まれます。